

春日井市国民健康保険 運営協議会資料

平成27年7月23日 開催

目 次

春日井市国民健康保険事業の状況について

1 被保険者等の状況	1
2 医療費の状況	3
3 保険税の収納状況	5
4 平成26年度決算見込	6
5 平成27年度保険税率等の状況	7
6 平成27年度課税状況	8
7 特定健診等の実施状況	10
8 国民健康保険税条例の保険税減額の規程の改正について...	12

春日井市国民健康保険事業の状況について

本市の国民健康保険事業は、誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険体制を下支えする制度として事業運営に努めてきたが、医療技術の高度化や高齢化の進行に伴い医療費が増加するとともに、国保税の負担能力が弱い方々の加入割合が高いなどの構造的な課題により、多額の赤字額を計上する厳しい財政状況が毎年続いている。

こうしたことから、平成25年4月に保険税率の改定を実施したところである。

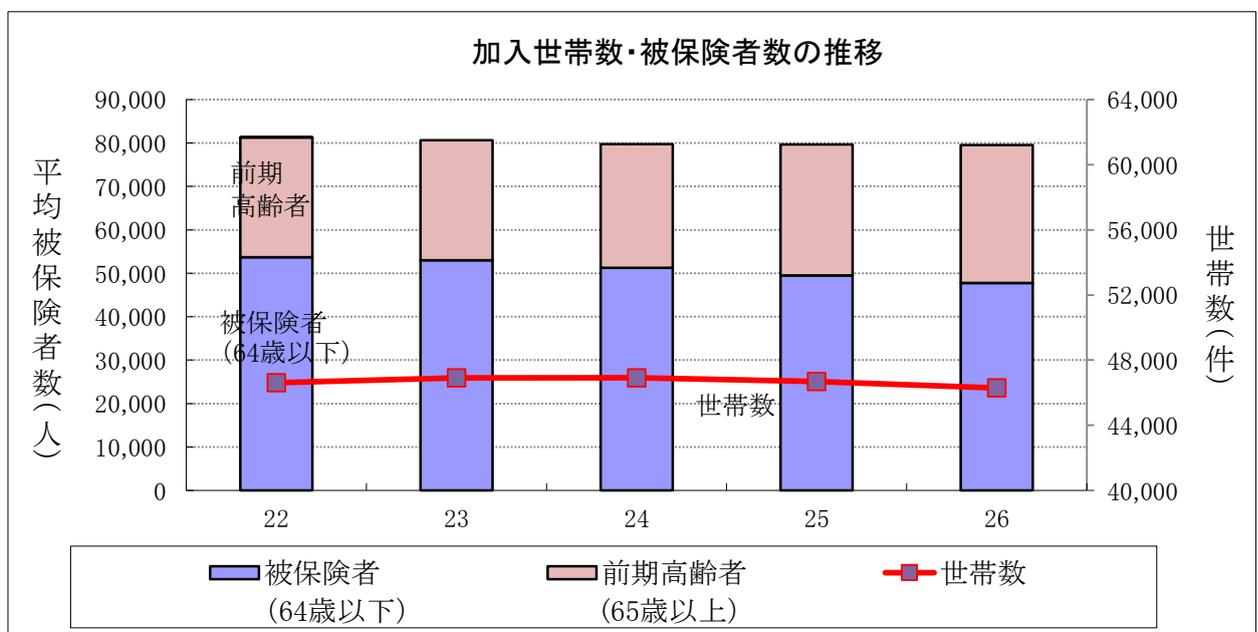
1 被保険者等の状況

被保険者数全体数は年々減少する一方で、全体に占める65歳から74歳までの前期高齢者の割合は増加している。なお、退職者医療制度は、26年度末で新規加入が廃止されたため、今後、退職被保険者は減少していく。

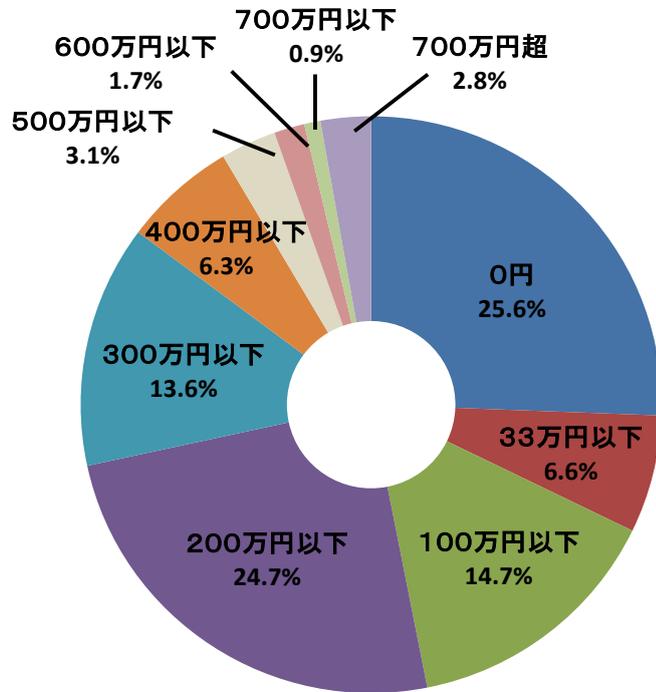
また、加入世帯のうち、所得200万円以下の世帯が全体の約7割を占めている。

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年4月末
平均世帯数(件)	46,610	46,905	46,919	46,679	46,290	45,916
平均被保険者総数(人)	81,284	80,639	79,751	79,660	79,546	78,198
一般被保険者	77,545	76,885	76,686	76,291	77,056	76,218
うち前期高齢者	27,561	27,655	28,476	30,148	31,764	31,932
退職被保険者	3,739	3,754	3,065	3,369	2,490	1,980

※各年度の数値は、当年3月から翌年2月までの平均値
 (例：26年度の場合、26年3月から27年2月の平均値)



平成26年度加入世帯の所得階層別グラフ



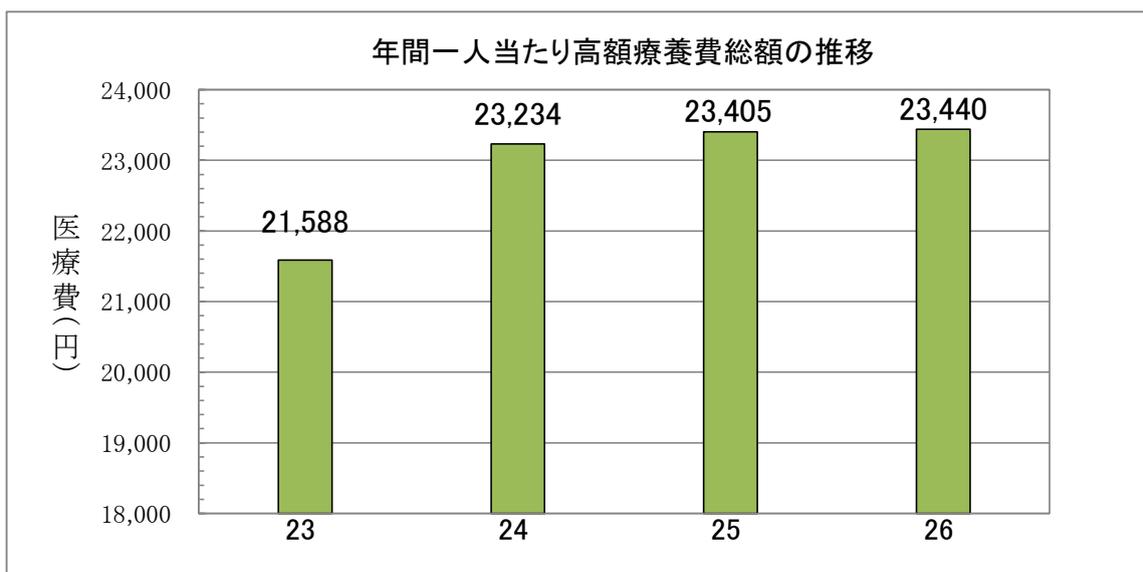
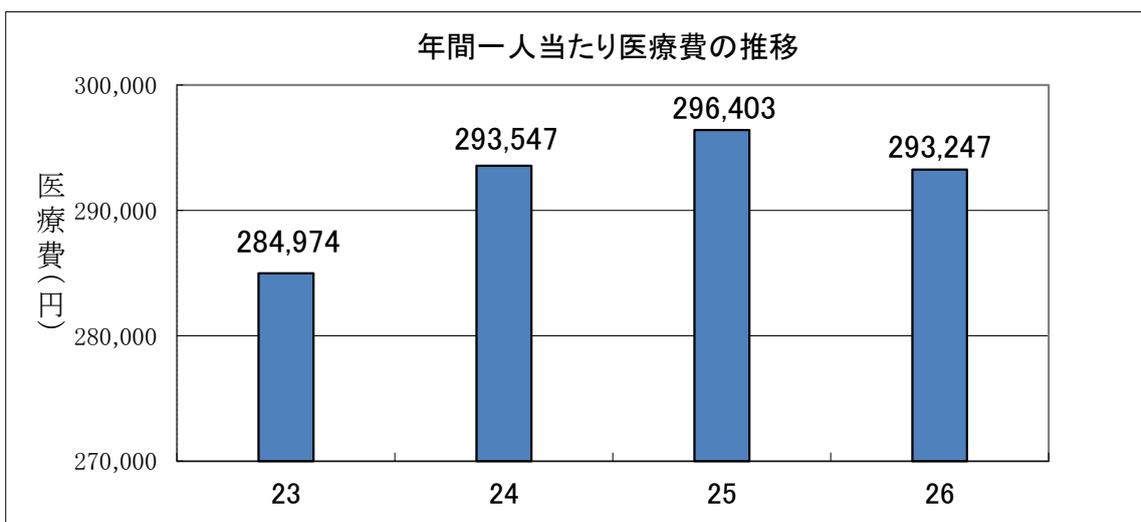
所得 0円の世帯 全世帯の 25.6% (11,871世帯)
 所得 200万円以下の世帯 全世帯の 71.6% (33,120世帯)

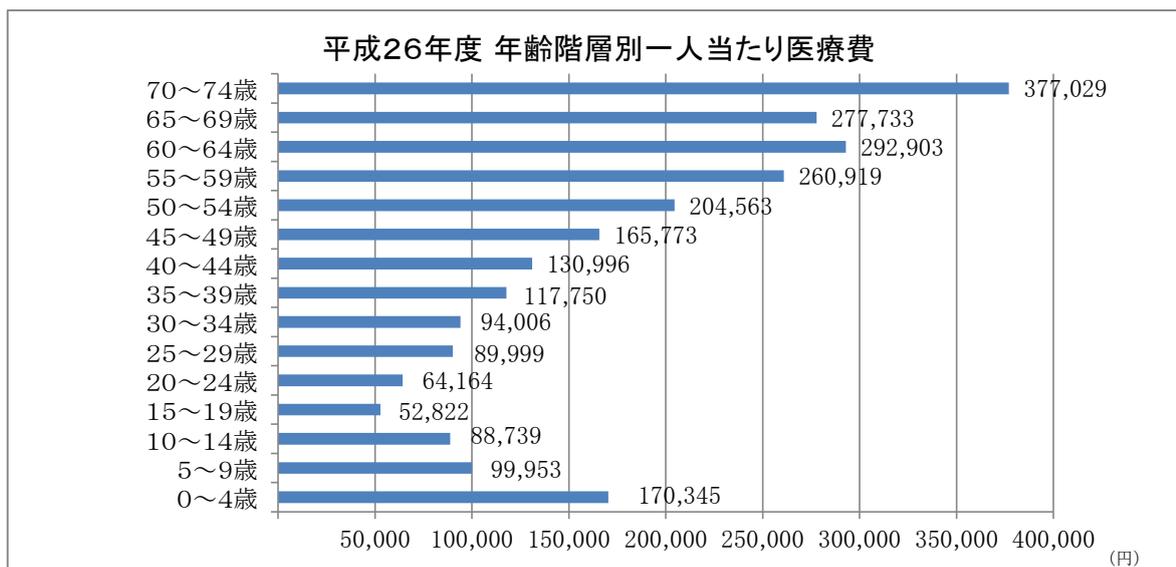
2 医療費の状況

総医療費及び年間1人当たり医療費は、医療技術の高度化や被保険者全体に占める高齢者の割合の増加とともに毎年増え続けていたが、平成26年度の総医療費は前年度に比べて1.2ポイント減少した。

区 分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)
総医療費(百万円)	22,980	3.5	23,411	1.9	23,611	0.9	23,327	▲ 1.2
高額療養費総額(百万円)	1,741	4.7	1,853	6.4	1,864	0.6	1,865	0.0
年間1人当たり医療費(円)	284,974	4.3	293,547	3.0	296,403	1.0	293,247	▲ 1.1
年間1人当たり高額療養費(円)	21,588	5.5	23,234	7.6	23,405	0.7	23,440	0.1

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。





* 調剤、食事療養、訪問看護を除く。

年間一人当たり医療費は、50歳代で20万円を超え、60歳代では30万円弱、70～74歳では、40万円弱となっており、70歳以降の医療費は突出して高くなっている。

一人当たり医療費の最も低い階層「15～19歳」に比べて、最も高い階層「70～74歳」は、その7.1倍となっており、一人当たり医療費は、年齢が高くなるにつれて増加している。

3 保険税の収納状況

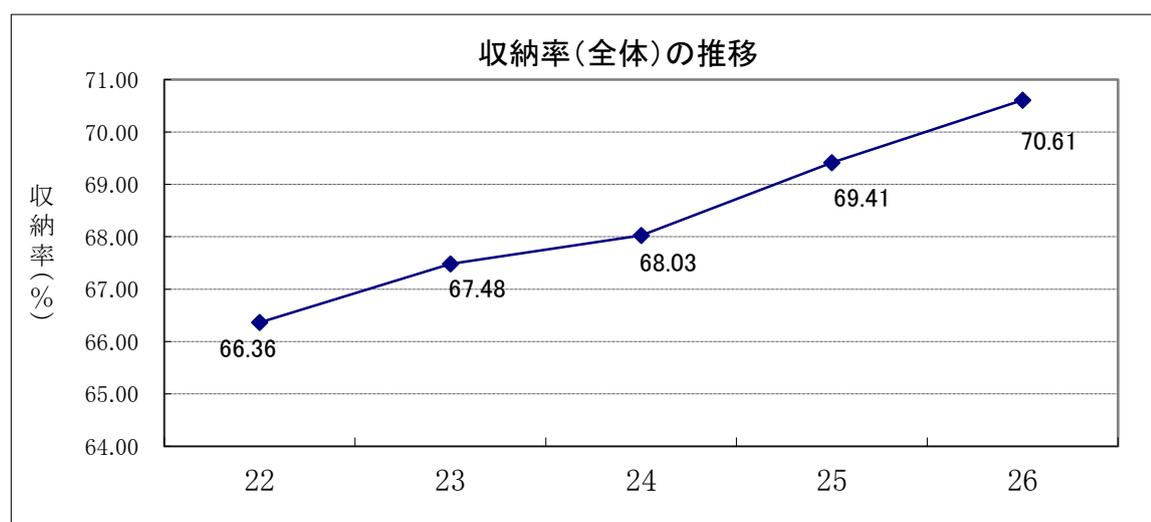
平成26年度の現年課税分については、被保険者の減少や法定軽減の対象拡大などにより、調定額は1.8%の減少、収入額は1.9%の減少となっている。また、収納率は前年度に比べて0.03ポイント下降したものの、ほぼ同程度の水準を確保している。

平成26年度の滞納繰越分については、税務署OB職員の配置による滞納処分体制の強化や国保推進員による納税勧奨による効果もあり、収納率は前年度に比べて0.7ポイント上昇しており、前年度に引き続き向上している。

27年度においては、納税者の利便性の拡大を図るため、インターネット納付を開始したところであり、今後も、国民健康保険推進員の収納促進活動や短期証交付に伴う納税相談、また、財産調査による差押えの実施など、効率的で持続可能な収納活動に努めていくものである。

(単位:千円、%)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
現年課税分	調定額	8,123,165	8,055,735	7,985,813	8,458,181	8,301,957
	収納額	7,339,298	7,310,817	7,281,366	7,750,171	7,604,926
	収納率	90.35	90.75	91.18	91.63	91.60
	不納欠損額	10	166	2,205	4,504	48
滞納繰越分	調定額	3,337,250	3,134,174	3,095,013	3,176,378	2,921,909
	収納額	266,231	240,651	256,781	325,640	320,070
	収納率	7.98	7.68	8.30	10.25	10.95
	不納欠損額	696,693	480,904	334,920	586,443	347,168
全収納率	66.36	67.48	68.03	69.41	70.61	



4 平成26年度決算見込

(1) 歳入

(単位:千円)

科 目	25年度決算	26年度決算見込	増減額	前年比	
1 国民健康保険税	8,075,811	7,924,996	▲ 150,815	▲ 1.9 %	
2 国庫支出金	5,032,359	4,817,347	▲ 215,012	▲ 4.3 %	
3 療養給付費等交付金	1,330,884	1,146,266	▲ 184,618	▲ 13.9 %	
4 前期高齢者交付金	8,745,438	9,109,630	364,192	4.2 %	
5 県支出金	1,402,388	1,348,465	▲ 53,923	▲ 3.8 %	
6 共同事業交付金	2,472,397	2,449,831	▲ 22,566	▲ 0.9 %	
7 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	869,085	959,804	90,719	10.4 %
	基盤安定保険者支援分	184,511	211,231	26,720	14.5 %
	財政安定化支援事業	110,391	106,189	▲ 4,202	▲ 3.8 %
	事務費等繰入金	45,085	48,906	3,821	8.5 %
	出産育児一時金	108,104	103,471	▲ 4,633	▲ 4.3 %
	その他繰入金	1,115,578	1,087,335	▲ 28,243	▲ 2.5 %
小 計	2,432,754	2,516,936	84,182	3.5 %	
8 諸 収 入	62,654	50,439	▲ 12,215	▲ 19.5 %	
合 計	29,554,685	29,363,910	▲ 190,775	▲ 0.6 %	

(2) 歳出

(単位:千円)

科 目	25年度決算	26年度決算見込	増減額	前年比	
1 総 務 費	70,713	78,264	7,551	10.7 %	
2 保 険 給 付 費	療養給付費等	17,572,392	17,384,956	▲ 187,436	▲ 1.1 %
	高額療養費	1,866,694	1,866,553	▲ 141	▲ 0.0 %
	出産育児一時金	162,155	155,207	▲ 6,948	▲ 4.3 %
	葬 祭 費	22,300	22,000	▲ 300	▲ 1.3 %
	小 計	19,623,541	19,428,716	▲ 194,825	▲ 1.0 %
3 後期高齢者医療支援金	4,112,708	4,110,466	▲ 2,242	▲ 0.1 %	
4 前期高齢者納付金	4,187	3,216	▲ 971	▲ 23.2 %	
5 老人保健拠出金	151	141	▲ 10	▲ 6.6 %	
6 介護納付金	1,683,597	1,718,769	35,172	2.1 %	
7 共同事業拠出金	2,543,787	2,711,844	168,057	6.6 %	
8 保健事業費	260,076	265,158	5,082	2.0 %	
9 諸支出金	254,663	291,472	36,809	14.5 %	
10 前年度繰上充用金	1,654,689	653,427	▲ 1,001,262	▲ 60.5 %	
合 計	30,208,112	29,261,473	▲ 946,639	▲ 3.1 %	

実質収支額	▲ 653,427	102,437	755,864
-------	-----------	---------	---------

5 平成27年度保険税率等の状況

平成27年度の保険税率については、財政基盤を強化する観点から平成24年12月に運営協議会より答申をいただき、平成25年度以降、次のとおりとしている。

また、課税限度額については、平成26年10月に答申をいただき、平成27年度から次の額としている。

	区 分	税 率 等	改 定 時 期
医療保険分	所得割（課税対象額に対して）	5.1%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	20.0%	
	均等割（被保険者1人あたり）	24,500円	
	平等割（1世帯あたり）	25,100円	
		課税限度額（法定 520,000円）	510,000円
後期高齢者 支 援 分	所得割（課税対象額に対して）	1.8%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	5.0%	平成20年度
	均等割（被保険者1人あたり）	9,900円	平成25年度
	平等割（1世帯あたり）	9,000円	平成20年度
		課税限度額（法定 170,000円）	160,000円
介護保険 2号分	所得割（課税対象額に対して）	1.1%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	5.0%	平成12年度
	均等割（被保険者1人あたり）	9,700円	平成25年度
	平等割（1世帯あたり）	7,000円	
		課税限度額（法定 160,000円）	140,000円

6 平成27年度課税状況

各年度の調定額は、税率や減額対象基準等の改正の影響を受け、推移している。

平成25年度は、保険税率の改正により前年度に比べて約5.8億円の増加となった。また、平成26年度は、低所得世帯に対する減額判定の対象所得基準が拡大されたことが大きく影響し、約2億円の減少となった。

平成27年度は、課税限度額の改正による増加はあったものの、所得割や平等割が減少したことなどにより、約4億円減少している。

※平成27年4月の減額対象基準の拡大内容

	平成26年度	平成27年度
5割減額	33万円 + 24.5万円 × 被保険者数 以下	33万円 + 26万円 × 被保険者数 以下
2割減額	33万円 + 45万円 × 被保険者数 以下	33万円 + 47万円 × 被保険者数 以下

(1) 課税状況

(単位:千円)

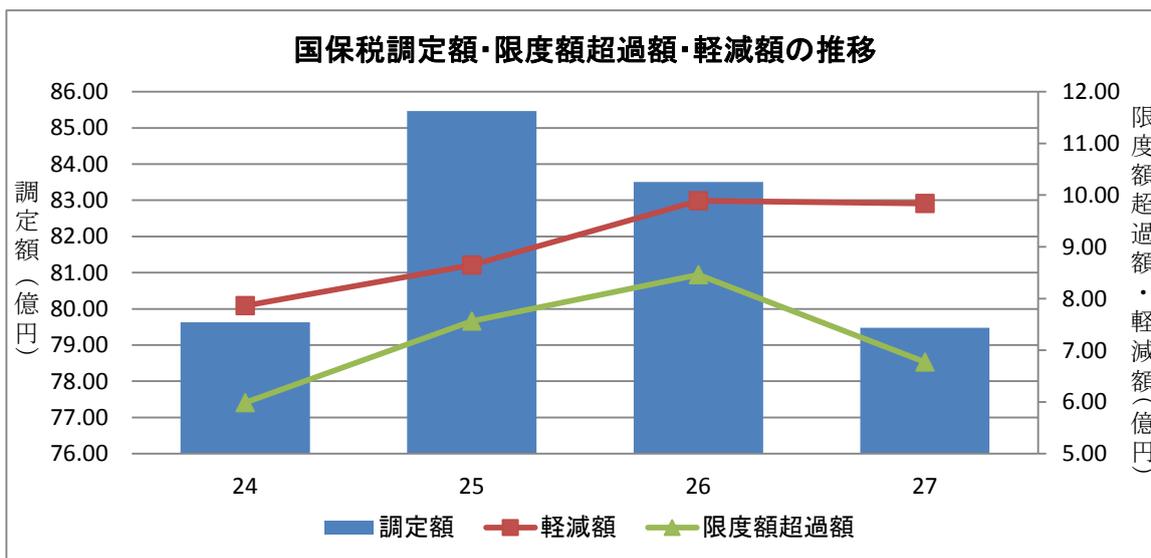
項 目		24年度	25年度	26年度	27年度	
応能割	所得割額	4,090,660	4,612,265	4,713,679	4,574,520	5,382,997
	資産割額	884,502	806,771	808,660	808,477	
応益割	均等割額	2,828,653	3,063,927	2,990,851	2,991,882	4,652,819
	平等割額	1,595,798	1,737,837	1,722,462	1,660,937	
合 計 額		9,399,613	10,220,800	10,235,652	10,035,816	
限度額超過額		598,663	756,123	845,536	677,179	
7割減額		579,803	633,960	622,241	607,557	984,134
5割減額		100,748	114,313	248,766	269,283	
2割減額		105,596	117,125	118,067	107,294	
その他の減額		51,577	52,592	49,981	426,768	
調 定 額 (4月1日現在)		7,963,226	8,546,687	8,351,061	7,947,735	

平成24～26年度:「所得割」欄から「平等割」欄は、月割減額・失業者軽減を反映した数値。

「その他減額」欄は、特定世帯に対する減額の数値。

平成27年度:「所得割」欄から「平等割」欄は、特定世帯に対する減額を反映した数値。

「その他減額」欄は、月割減額・失業者軽減額等の数値。

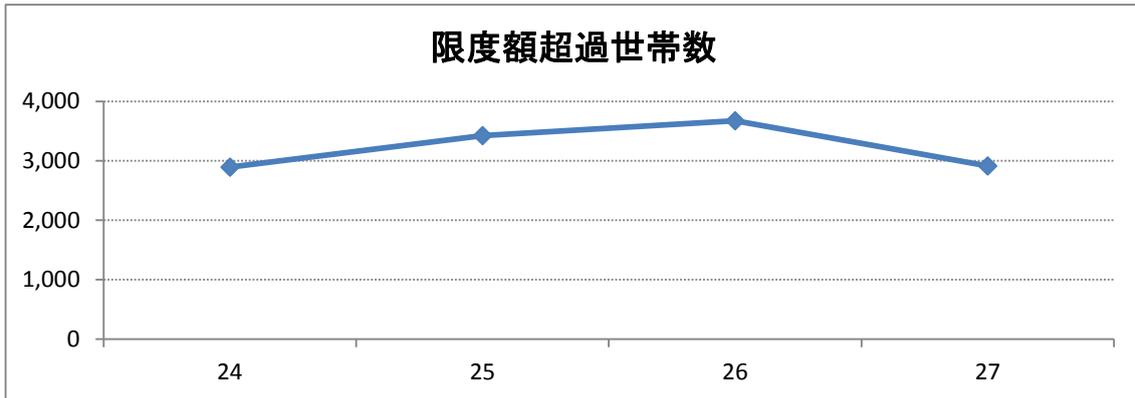


(2) 限度額超過世帯数

(単位:件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度
限度額超過世帯数	2,895	3,425	3,675	2,917
限度額	77万円	77万円	77万円	81万円

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分の延べ世帯数

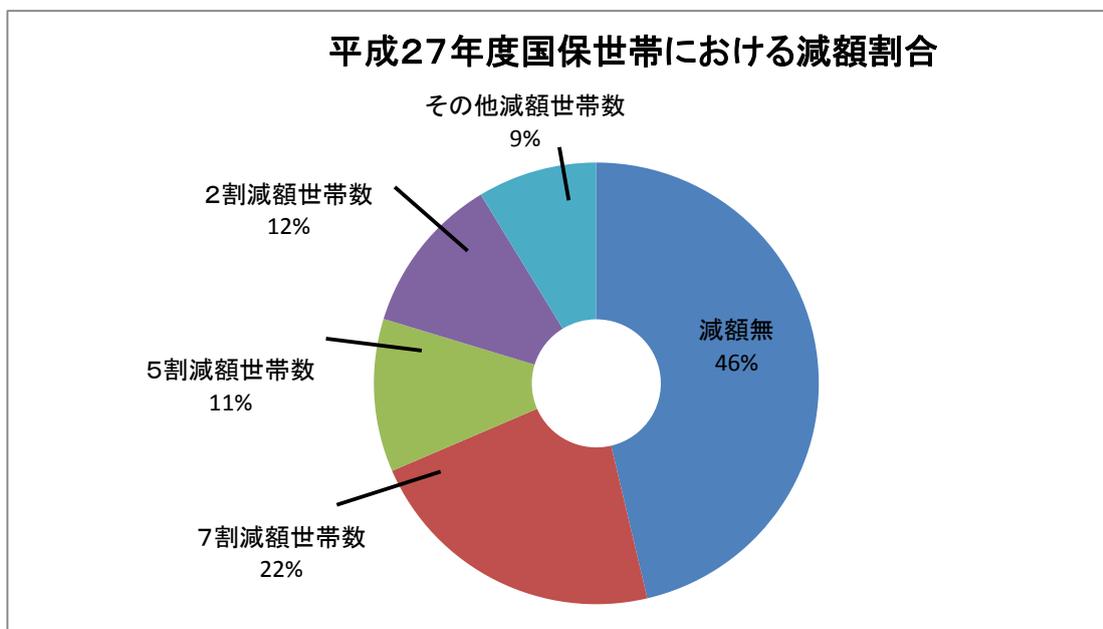


(3) 減額世帯数

(単位:件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度
7割減額世帯数	10,014	10,085	10,000	10,192
5割減額世帯数	1,704	1,769	4,528	5,143
2割減額世帯数	5,112	5,264	5,054	5,322
計	16,830	17,118	19,582	20,657
その他減額世帯数 ※	3,138	3,166	2,952	3,991
合計	19,968	20,284	22,534	24,648

※ その他減額世帯数は、特定世帯に対する減額



7 特定健診等の実施状況

生活習慣病の予防を始め、早期発見・早期治療、重症化の予防を図るため、40歳から74歳までの方を対象に、特定健診、特定保健指導を実施している。

現在は、第2期実施計画(平成25年3月策定)に掲げた新たな目標を目指し、特定健診受診の周知・啓発活動や訪問・電話・ハガキによる未受診者への受診勧奨などの取り組みを継続的に行っている。

(1) 実施目標 「春日井市特定健康診査等実施計画(第2期)」(平成25年4月策定)より

項目	年度				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診目標実施率	35%	38%	42%	46%	50%
特定保健指導目標実施率	20%	25%	30%	35%	40%

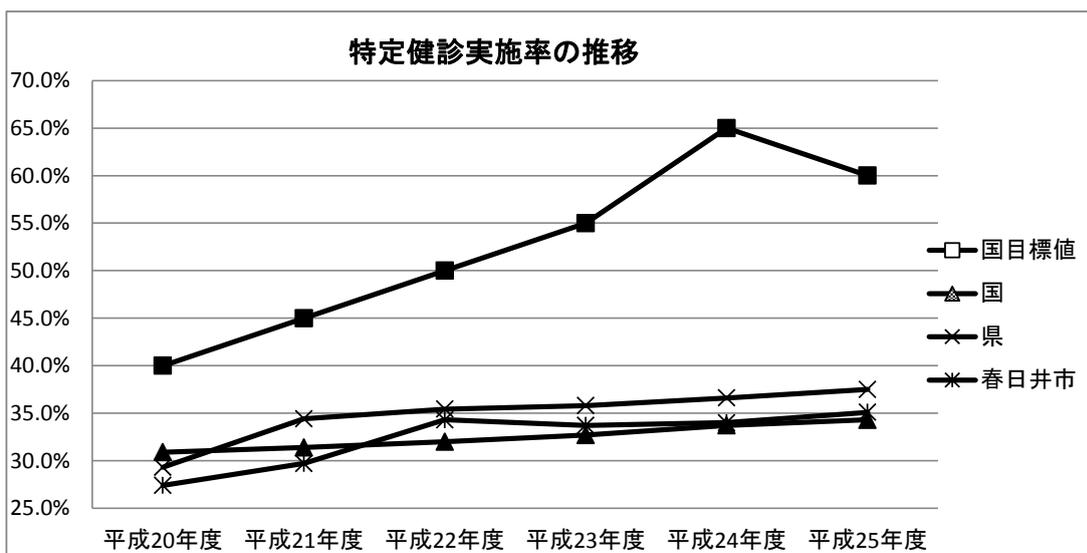
(2) 受診状況

[特定健康診査] (法定報告ベース)

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度見込み	増減率	
春日井市	対象者数①	50,598 人	51,442 人	52,051 人	52,198 人	52,433 人	52,480 人	52,533 人	100.1%
	受診者数②	13,855 人	15,291 人	17,853 人	17,568 人	17,831 人	18,415 人	18,322 人	99.5%
	実施率③	27.4 %	29.7 %	34.3 %	33.7 %	34.0 %	35.1 %	34.9 %	▲ 0.2
愛知県の実施率	29.3 %	34.4 %	35.4 %	35.8 %	36.6 %	37.3 %			
国の実施率	30.9 %	31.4 %	32.0 %	32.7 %	33.7 %	34.3 %			
春日井市の目標実施率	40 %	45 %	50 %	55 %	65 %	35 %	38 %		

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方

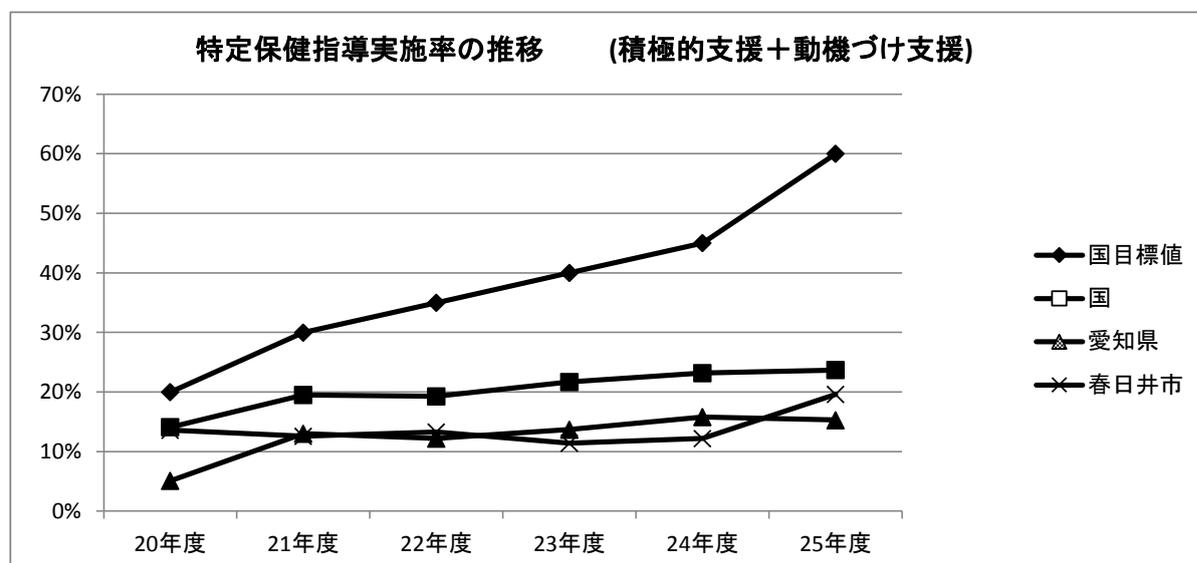
※ 実施率③の算出方法は、(②÷①)×100



〔特定保健指導〕（法定報告ベース）

項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度見込み	増減率
春日井市	対象者数								
	積極的支援④	384人	446人	556人	458人	446人	357人	449人	125.8%
	動機付支援⑤	1,492人	1,435人	1,749人	1,596人	1,506人	1,516人	1,623人	107.1%
	合計⑥(④+⑤)	1,876人	1,881人	2,305人	2,054人	1,952人	1,873人	2,072人	110.6%
	保健指導利用者数⑦	255人	237人	306人	234人	238人	367人	456人	124.3%
実施率⑧	13.6%	12.6%	13.3%	11.4%	12.2%	19.6%	22.0%	2.4	
愛知県の実施率	5.1%	13.0%	12.2%	13.7%	15.8%	15.9%			
国の実施率	14.1%	19.5%	19.3%	21.7%	23.2%	23.7%			
春日井市の目標実施率	20%	30%	35%	40%	45%	20%	25%		

※ 実施率⑧の算出方法は、(⑦÷⑥)×100



※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者

※ 「保健指導利用者数」は、4月1日から翌年9月30日まで国保に継続加入している保健指導利用者

(3) 受診率向上対策

年度	実施内容
平成20年度	特定健康診査の集団健診開始
平成21年度	統一受診券(特定健康診査とがん検診の受診券を同時発送)開始 特定健康診査未受診者へ受診勧奨ハガキ郵送開始 特定保健指導未利用者へ電話による受診勧奨開始
平成22年度	特定健康診査未受診理由等のアンケート調査実施
平成23年度	事業主健診等実施者へ健診結果データ提供依頼開始
平成24年度	保険医療年金課窓口来課者へ口頭受診勧奨開始
平成25年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問開始
平成26年度	特定健診未受診者への架電による受診勧奨及び未受診理由聞き取り実施
平成27年度	特定健診未受診者への訪問指導予定

8 国民健康保険税条例の保険税減額の規程の改正について

地方税法施行令の一部改正(平成27年政令第161号。平成27年4月1日施行)に伴い、国民健康保険税条例の保険税減額の規定の改正について専決処分した。

改正内容は、以下のとおりである。

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の基準について、減額の対象となる所得の算定における被保険者数の数に乗すべき金額を、5割減額においては24万5,000円から26万円へ、2割減額においては45万円から47万円へ、それぞれ引き上げる措置を講じたもの。

(第21条関係)

施行日 平成27年4月1日

改正の概要

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行った。

• 7割減額	33万円	(改正なし)			
• 5割減額					
(平成26年度)	33万円	+	245,000円	×	被保険者数 以下
(平成27年度から)	33万円	+	260,000円	×	被保険者数 以下
• 2割減額					
(平成26年度)	33万円	+	450,000円	×	被保険者数 以下
(平成27年度から)	33万円	+	470,000円	×	被保険者数 以下